

2. 男女共同参画の取り組み

(1) 国・県の取り組み

1975年(昭和50年)	国際婦人年世界会議で「世界行動計画」が採択されたことを受けて、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を発足
1977年(昭和52年)	「国内行動計画」を策定して女性問題への取り組みを開始
1985年(昭和60年)	「女子差別撤廃条約」を批准。これを契機に男女雇用機会均等法の制定をはじめ、労働基準法、民法、戸籍法、国民年金法などの改正、家庭科の男女共修の学習指導要領改訂など、特に法制度面の整備が進む
1986年(昭和61年)	岐阜県が、「岐阜県婦人行動計画」を策定
1987年(昭和62年)	女性の地位向上を目指す「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定。1991年(平成3年)に第一次改定を行う中で、21世紀の社会において、あらゆる分野に男女が平等に共同して参画することが不可欠であるという基本的認識のもとに“共同参加”を“共同参画”に変更
1994年(平成6年)	総理府に「男女共同参画推進室」を設置。内閣総理大臣を本部長、全閣僚を本部員とする
	岐阜県が、社会構造の急激な変化にあわせて計画を改訂し、「女と男のはあもにいプラン(ぎふ女性行動計画)」を策定
1996年(平成8年)	男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」について答申。これを受け、国内行動計画を抜本的に見直した「男女共同参画 2000 年プラン」を策定
1999年(平成11年)	「男女共同参画基本法」を公布・施行
	岐阜県が、21世紀を展望した新たな展開を図るため、「ぎふ男女共同参画プラン」を策定
2000年(平成12年)	「男女共同参画基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画(第1次)」を策定。あらゆる社会制度へ男女共同参画の視点を反映させるため、総合的な推進体制を整備・強化
2001年(平成13年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という)」公布・施行。家庭内の問題として見過ごされてきた「女性に対する暴力」を防止する被害者保護制度を創設
2002年(平成14年)	岐阜県が、国の男女共同参画基本法や基本計画の策定を受けて、「ぎふ男女共同参画プラン」を一部改訂
2003年(平成15年)	地方公共団体及び事業主における子育て支援のため、2005年(平成17年)度から10年間、集中的に計画化を図るための「次世代育成支援対策推進法」を公布・施行
	岐阜県が、「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を公布・施行

2004年(平成16年)	岐阜県が、2004年(平成16年)度から2008年(平成20年)度までを計画期間とする「岐阜県男女共同参画計画」を策定
2005年(平成17年)	2006年(平成18年)度から2010年(平成22年)度までを計画期間とする「男女共同参画基本計画(第2次)」を策定
2007年(平成19年)	「配偶者暴力防止法」を一部改正。「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定
2009年(平成21年)	岐阜県が、「岐阜県男女共同参画計画(第2次)」、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」を策定
2010年(平成22年)	「第2次男女共同参画基本計画」を策定
2012年(平成24年)	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」を策定
2013年(平成25年)	「配偶者暴力防止法」を一部改正
2014年(平成26年)	女性の活躍促進と働き方改革を主要施策とする「『日本再興戦略』改訂2014」を閣議決定 岐阜県が、「岐阜県男女共同参画計画(第3次)」、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)」を策定
2015年(平成27年)	「次世代育成支援対策推進法」を10年間延長 「女性活躍推進法(10年間の時限立法)」を公布・施行(事業主行動計画策定については平成28年4月1日施行) 「第4次男女共同参画基本計画」を策定
2019年(平成31年)	岐阜県が、「岐阜県男女共同参画計画(第4次)」、「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)」を策定

(2) 高山市の取り組み

1955年(昭和30年)	教育委員会が婦人教育の一環として、公民館事業において婦人学級を開催
1987年(昭和62年)	婦人活動の窓口として教育委員会に婦人青少年係を設置
1995年(平成7年)	女性活動の拠点として女性青少年会館を設置
1996年(平成8年)	「高山市第六次総合計画」において、女性の社会参画を支え、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、「人権尊重」と「男女平等」の理念に基づく「男女共同参画社会の実現」をまちづくりの重点課題の一つとして設定
1997年(平成9年)	女性の社会参画に関する具体的な取り組みを総合的に行うため、企画調整部企画課内に女性政策室を設置 「高山市男女共同参画推進会議」を設置。市役所内における推進体制の確立を図るとともに、高山市男女平等に関する市民アンケート調査などを実施

1998年(平成10年)	市民の代表などで組織する「高山市男女共同参画推進懇話会」を設置
1999年(平成11年)	1999年(平成11年)度から2005年(平成17年)度までを計画期間とする「高山市男女共同参画プランたかやま(YOU&ME(ゆめ)プラン21)」を策定
2001年(平成13年)	女性青少年会館内に男女共同参画サロン「YOU&ME(ゆめ)サロンばれっと」を開設
2002年(平成14年)	「高山市男女共同参画推進条例」を制定。市・市民・事業者の責任と役割を明文化(平成15年4月施行)
2005年(平成17年)	1市9町村が合併し、新高山市誕生 「高山市第七次総合計画」において、3つの視点の一つである「連携」の中に「男性と女性の連携」を明記 「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画「子どもにやさしいまちづくり計画」を策定。それに伴い、高山市役所の「特定事業主行動計画」を策定
2006年(平成18年)	「第2次高山市男女共同参画基本計画(YOU&ME(ゆめ)プラン21)」を策定
2008年(平成20年)	地域密着型の男女共同参画を推進するため、市民活動推進課に所管を変更
2009年(平成21年)	高山市男女共同参画に関する市民アンケート調査を実施
2010年(平成22年)	「第3次高山市男女共同参画基本計画(YOU&ME(ゆめ)プラン21)」を策定(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく基本計画と一体のものとして策定)
2012年(平成24年)	市民、高校生、事業者、労働者を対象とした高山市男女共同参画に関する意識調査を実施
2015年(平成27年)	「高山市第八次総合計画」において、6つの基本目標の一つである「みんなでつくる持続可能なまち」の中に「性別や年代に関わらず、互いに尊重しあい個性と能力が発揮できる環境づくり」を明記 「第4次高山市男女共同参画基本計画」を策定 「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき、「特定事業主行動計画」を策定
2017年(平成29年)	「第4次高山市男女共同参画基本計画」を改定
2018年(平成30年)	市民、高校生、事業者、労働者、地域を対象とした高山市男女共同参画に関する意識調査を実施
2019年(平成31年)	「高山市第八次総合計画」後期計画において、「まちづくり戦略」の重視すべきポイントに「男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備」について明記 性的少数者への正しい理解を促進するため、申請書類等の不要な性別欄の削除及び職員研修を実施